

令和4年12月1日

No.163

発行

一般社団法人  
練馬西青色申告会



ねりま西

# 青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

## 練馬西税務署 署長講演・税務講習会

十一月十四日(月) 勤労福祉会館にて、「税を考える週間」の一環として、練馬西税務署 高島敏署長による講演を二十八名の方にご参加を頂き開催致しました。

主催者挨拶を梶野会長より頂き、第一部署 長講演へ入りました。

高島署長は、宮崎県のご出身で、平成二十三年総務課長として練馬西税務署で勤務され、本年七月、十年ぶりに練馬西税務署長にご着任されたことから「練馬ひとむかし」と題してご講演を頂きました。

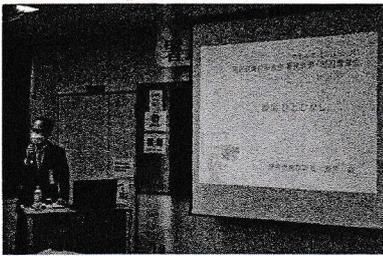
始めに、練馬は暑いとよく言われますが「本当に練馬は暑い？」と題して、都内三カ所の観測所「練馬(石神井公園)・東京(北の丸公園)・江戸川臨海(葛西臨海公園)」の二十年間の平均を比較したデータの結果、やはり二〜三度高いことを教えて頂きました。

続いて、この十年で変わらないものとして、税務署からもみえる富士山をはじめ、二十三区唯一の小泉牧場・白子川の源流をあげられました。残念な変化として、青色申告会で育てたゴーヤ

(緑のカーテン)が台風により数年で撤去されたこと、



高島署長



署長講演の風景

嬉しい変化として、今年復活した法人会のクリスマスイルミネーションや、新しくできた東京ワイナリー(これも二十三区で唯一)等をあげられました。

また、前年の勤務先、沼田税務署がある群馬県の数ある観光名所から、もぐら駅と呼ばれる「土合駅」を紹介頂きました。四百六十二段の階段を降りながらトンネル内に広がる別世界を体験できるそうです。

続いて、税務相談室で問い合わせの多かった「ふるさと納税」と「相続税」の調査にかかわられた経験から、基礎知識とワンポイントアドバイスを頂きました。

語りかけるような、温かなお話で、楽しいひと時を過ごさせて頂きました。

第二部は、阿南上席国税調査官より令和四年度税制改正の中から「住宅ローン控除」「記帳義務を適正に履行しない納税者への対応策」等、ご説明を頂きました。公務でご多忙の中、ご講演頂きました高島署長、ご臨席頂きました中野第一統括官、講師

をして頂きました阿南上席調査官に、書面をお借りして深く感謝申し上げます。

また、コロナ禍の中に参加頂きました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

(高田)



税務講習会の風景

## 練馬西税務署 納税表彰式

十一月十六日(水)練馬区立男女共同参画センターに於いて、令和四年度納税表彰式が執り行われました。当会から、練馬西税務署長表彰状受彰者二名、感謝状受彰者一名、計四名の方が表彰されました。

### 練馬西税務署長表彰状

- 副支部長 榊原 茂治 殿
- 副支部長 本多 保幸 殿
- 副支部長 紙谷 将文 殿
- 副支部長 和田 賢司 殿

### 練馬西税務署長感謝状



受賞者の皆さま誠にありがとうございます。



練馬西税務署長表彰状受彰



練馬西税務署長感謝状受彰

## 税務功労者練馬都税事務所長 感謝状贈呈

令和四年度税務功労者練馬都税事務所長感謝状が、当会加藤久美子副会長に贈呈されました。誠にありがとうございます。

# ◇マイナンバーカードでe-Taxしよう◇ 確定申告等の注意点

## ★「確定申告のお知らせ」の送付

今年度も申告書、決算書は税務署から送付されません。代わりに「確定申告のお知らせ」が令和五年一月中頃に送付されますので決算時には必ずご持参して頂くようお願い致します。

## ★マイナンバーの記入

確定申告書には申告者本人、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、一六歳未満の扶養親族、事業専従者となる方のマイナンバーを平成二八年分以降から記入することとなりました。

なお、確定申告書を提出する事業主は次の書類をご持参くださるようお願い致します。

- ・ マイナンバーカード
- ・ 免許証、パスポート、健康保険証などの身分証明書（コピー）

## ★満期保険金がある場合

生命保険金や損害保険金が満期となった場合は、受け取った満期保険金、今までに支払った掛金又は保険料を記載した書類をご持参ください。書類が手元がない場合はその書類を満期になった保険会社から取り寄せるかその金額を調べるようお願い致します。

## ★公的年金等

日本年金機構等からの公的年金等の源泉徴収票は毎年一月の中頃に送付されますので、その源泉徴収票をご持参ください。

## ★社会保険料控除等

次の控除を受ける場合にはこれらの支払いをした旨を証する控除証明書をご持参ください。

- ・ 国民年金保険料等（国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金）の控除
- ・ 小規模企業共済等掛金控除
- ・ 生命保険料控除（新生命保険料、旧生命保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料、介護医療保険料）
- ・ 地震保険料控除

なお、国民健康保険料は従来通り令和四年分の支払額を正確に計算してあれば、その支払いをした旨の書類を添付する必要はありません。

## ★医療費控除の適用を受ける方

令和二年分の確定申告から、医療費控除を受ける方は、必ず医療費控除の明細書【内訳書】を記入して添付する必要があります。

り、令和元年以前のように医療費の領収書をまとめて提出または提示し、医療費の合計額を確定申告書に記載するだけでよいということが出来なくなりまして。そこで、その医療費控除の明細書【内訳書】の記入方法がわからない方は練馬西青色申告会へお越し下さるようお願い致します。

なお、医療費の領収書は医療費控除の明細書【内訳書】の記入内容の確認のため、確定申告期限から五年間税務署から医療費の領収書（医療費通知に係わるものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管するようお願い致します。

## ★消費税課税事業者の有無等

令和二年分の課税売上高が一千万円を超えている方は、令和四年分の確定申告で課税売上高が一千万円以下である場合でも課税事業者になりますのでその確認のため令和三年分、二年分、平成元年分の決算書・所得税の確定申告書・消費税の確定申告書を必ずご持参ください。

課税売上高には次の金額が含まれます。

- ・ 商品や製品の販売代金
- ・ 請負工事代金、サービス料等

- ・ 貸店舗や貸事務所の賃貸料
- ・ 業務に使用している建物、車両、機械、パソコンなどの減価償却資産の売却代金

## ★収入及び経費を 集計する場合の注意点

〔一般課税を選択している方〕  
課税売上上の金額及び各経費の金額を、標準税率十％、軽減税率八％に区分して集計して頂くようお願い致します。

〔簡易課税を選択している方〕  
課税売上上の金額（二種類以上の業種をお持ちの方はその年分の課税売上上の内訳をその業種ごとに区分した金額）を、標準税率十％、軽減税率八％に区分して集計して頂くようお願い致します。

## ★納付した又は還付を受けた 消費税の処理（税込経理）

令和三年分の消費税の確定申告で消費税の確定申告書を提出した方は次の点にご注意ください。

- ・ 納付した消費税額で令和三年に未払金処理をしていない場合には、令和四年分の経費（租税公課）となります。
- ・ 還付を受けた消費税額で令和三年に未収金処理をしていない場合には令和四年分の収益（雑収入）となります。

納付した又は還付を受けた消費税額の記帳処理をしていない

会員が多く見受けられますのでご注意ください。

## ★会計ソフト使用者にお願い

ブルーリターンA以外の会計ソフトを使用されている方は、会計ソフト使用による決算書の作成時間を迅速にするため、仕訳帳、現金出納帳、決算書（損益計算書や貸借対照表のことをいいます。）のページから四ページまでをプリントアウトしたものを、ご持参ください。

## ★予定納税額について

〔所得税〕  
令和四年七月中又は十一月中に所得税の予定納税額を納付した方又は預金通帳から引き落とされた方はその金額を調べて頂くようお願い致します。

## 〔消費税〕

令和四年八月中に消費税の中間納付税額を支払った又は預金通帳から引き落とされた方はその金額を、国税としての消費税と地方消費税とに区分して調べて頂くようお願い致します。

## ★税金の還付を受ける方

還付される税金の振り込まれる銀行名、支店名、預金の種類、口座番号を調べてください。

## ★事務局からお願い

決算相談は一人当たり六十分とさせて頂きますのでご理解のほどお願い致します。（関口）

# 令和4年度 会勢拡大出陣式・役員研修会

令和四年十月十九日(水)「会勢拡大出陣式・役員研修会」を練馬区立勤労福祉会館にて、四十七名の役員の皆様にご出席を頂き開催致しました。

物故者に対する黙祷、山田副会長の開会挨拶、会歌静聴を行いました。

梶野会長から始めに開催できたことへの感謝のお言葉がありました。

経済も厳しい状況が続きますが、インボイス制度の周知・e-Tax送信、正しい記帳の推進・青色コーナーへの従事等、前を見て一歩踏みだしていただけるよう会勢拡大へ皆様のご協力を頂きたいとのご挨拶を頂きました。



梶野会長あいさつ

続いて、ご臨席賜りました練馬西税務署副署長山本有香様からご挨拶を頂きました。

第一部「会勢拡大出陣式」では、藤崎副会長から「会員状況について」過去二十年間の会員推移をグラフで説明を頂き、青色コーナーでは、青色申告の特典を見ただけでわかっ

て頂けるよう検討し、税務署の良きパートナーとしても頑張っていきたい。

山路副会長から「会勢拡大について」社会情勢の変化により、業種も多様化していますが、安心して青色申告会に入会して、正しい記帳をして頂けるように青色申告会の特典を様々な方法でアピールしていきたい。

「チーム青色」のメンバーとしてご尽力を頂いているお二人の副会長からお話を頂きました。

第二部「役員研修会」では、山本副署長から

「消費税」  
3%の導入からインボイス制度までと題してご講演を頂きました。

「財政の現状」

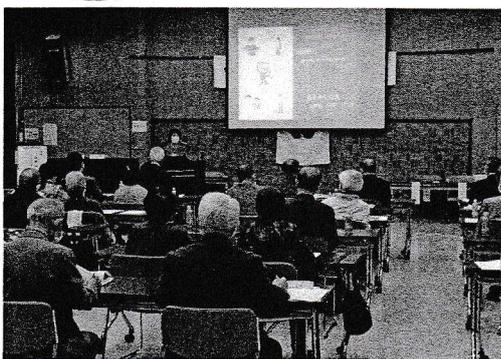
「税制改正のプロセス」

「税の分類と税収の推移」

「消費税の概要」



山本副署長



副署長講演の風景

## 「国税庁の組織理念」

「東京国税局の新たな取り組み」の項目について、自己紹介と歴任されたお立場で体験されたことも交えてご説明をいただき、財政状況・税制改正のプロセス・消費税の創設から全世代の社会保障使われていること等について流れるような、とてもわかりやすい内容のご講演を頂きました。

閉会にあたり、小林副会長から団結して会勢拡大へ「がんばろう！」との掛け声でスタート致しました。

公務ご多忙の中、ご講演のご協力を頂きました山本副署長はじめ幹部の皆様は紙面をお借りして感謝申し上げますと共に、お忙しいなかご参加頂きました役員の皆様へ感謝申し上げます。(事務局 高田)

## 青年部主催

### 「石神井公園ウォーキングと石神井公園ふるさと文化館見学」

令和4年11月8日(火)青年部主催による「石神井公園ウォーキングと石神井公園ふるさと文化館見学」を開催しました。

「コロナ禍により2年間青年部主催企画の開催は見合わせてきましたが、今回約3年ぶりの開催となり、9名の方に参加いただきました。

当日は石神井公園駅に集合し、文化館までおおよそ20分歩きましたが、ウォーキング日和の晴天で、気持ちよく歩きました。

石神井公園ふるさと文化館は練馬区の歴史や文化に関する諸々の展示が見学できる施設で、参加者の皆さんはご自身の興味のある分野を中心に熱心に見学していました。

文化館見学が終わり、その後石神井公園駅まで歩いて戻りましたが、戻りは石神井池のほとりを歩きましたが、ちょうど紅葉の時期でしたのでとてもいい散策となりました。

その後、駅の近くで昼食をとり解散となりました。

久しぶりの青年部主催企画でしたが、天気もよく無事に開催できました。

青年部では、来年以降も状況をみながら様々な企画を開催したいと考えておりますので、ご興味のありましたらぜひご参加ください。

最後になりましたが今回ご参加いただきました皆様へ感謝申し上げます。

事務局 武藤



◆税を考える週間の一環として◆

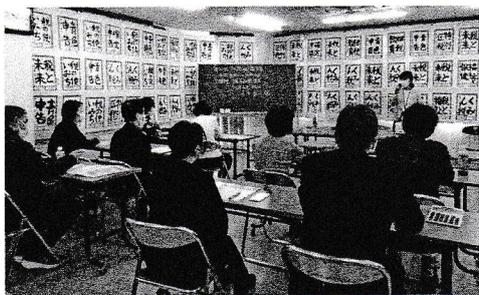
## 第四回 練馬西税務署職員による 相続税講習会開催

— 簡単な事例をもとに相続税の申告書の書き方の勉強をしました。 —

十一月二十四日（木）税を考える週間の一環として、練馬西税務署職員による相続税講習会を開催しました。講師には、昨年同様、練馬西税務署資産課税第一部門真玉上席国税調査官にお越しいただきました。

今年も新型コロナウイルス感染症予防策をとりながらの開催でしたが、講師の笑顔のような小春日和に恵まれ、十名の参加者をいただきました。

始めに、司会者から「国税庁の取組として税を考える週間でのさまざまな広報活動」の話から始まり、真玉上席調査官にバトンタッチして相続税講習会がスタートしました。



講習会風景



資産課税第一部門  
真玉上席国税調査官

本日の講習会の内容は、相続税の申告書を実際に書いてみましょう。というテーマで、国税庁のホームページに掲載されている、相続申告書の記載例をもとに、父が亡くなり相続人が、母、私、妹の三人、相続財産は、自宅のある土地と家屋、上場株式、現金、預金、生命保険金、父が亡くなった年分の固定資産税と葬儀費用は、母が支払いました。また、父の生前に、私と妹は父から現金の贈与を受けていました。相続税の申告にあたって、母は「小規模宅地の特例」と「配偶者の税額軽減」を受けます。という例題をもとに相続税の申告書の書き方の説明をいただきました。

ポイントとしては、申告書は、第一表から第十五表までありますが、第一表、第二表は、最後の最後に記入すること。

葬儀費用とは、お寺などへの支払、（お布施、戒名代は領収書が無くても入れられる）。葬儀社、タクシー会社などへの支払い。お通夜に要した費用、など。

なお、墓地や墓碑など

の購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれないので、ご注意くださいとのこと。

被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」は、被相続人が負担した保険料に対応する部分に限り、ですので、保険料負担者が誰かを確認することが、重要なことでした。

出席された皆さまから非常に分かりやすい説明と、昨年同様とても好評でした。

まだまだ続くコロナ禍のなか、ご出席くださいました皆さま、公務も多忙のなか講師を快くお引き受けいただきました真玉上席国税調査官に紙面をお借りして感謝申し上げます。

今後とも宜しく願ひ申し上げます。  
高橋

## マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円  
※返済期間：運転資金 7年以内  
設備資金 10年以内

2023年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.13%（2022年12月1日現在）  
※担保・保証人不要（保証協会の保証も不要）  
※他に練馬区の利子補給40%（3年間）  
※利用できる方：従業員20名以下  
（宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下）  
※1年以上事業を行っている方  
※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

### 《窓口専門相談》

本相談は、経営に関する相談に限定しております。  
会員・非会員の間問わず利用できます。

【法律相談】毎月第2金曜日  
午後1時～4時（30分単位）  
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】1月～3月 毎週火曜日  
4月～12月 毎月第2火曜日  
午後1時～4時（30分単位）  
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】東京商工会議所練馬支部  
練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4F  
TEL：3994-6521 FAX：3994-6589

## 事務局からのお知らせ

◎令和4年12月29日（木）～令和5年1月4日（水）まで、年末年始の休業となります。

◎年末調整の手続きは、1月10日（火）までにお越しいただきますようお願いいたします。

◎感染防止対策として相談等は全て予約制といたします。お手数ですが、お電話で予約の上お越しく下さい。

◎決算予約の往復はがきが届かない、または紛失した方は12月28日までにお電話で予約をお願いいたします。